

国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

1 策定の経緯について

政府は、本年6月、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を閣議決定した。

国家公安委員会及び警察庁は、新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定行政機関であること並びに政府行動計画において、指定行政機関は、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定するものと明記されたことを踏まえて「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

2 行動計画の概要（詳細は別添チャートのとおり）

(1) 計画の目的及び実施の方針

発生段階に応じた対応を定め、治安の確保に必要な警察活動を維持
政府行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与

(2) 警察庁及び都道府県警察が行う発生段階に応じた措置

「発生に備えた措置」、「国外発生期における措置」、「国内発生早期における措置」、「国内感染期における措置」、「小康期における措置」、「鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」、「特定接種の対象となり得る警察職員等」

(3) 国家公安委員会が実施する事項

事態に応じて国家公安委員会を招集
警察庁又は都道府県警察において新型インフルエンザ等対策が適切に行われるよう大綱方針の策定
緊急事態の布告の勧告等

国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

第1編 目的及び実施の方針

発生段階に応じた対応を定め、治安の確保に必要な警察活動を維持、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処
関係機関との積極的な協力により、政府行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与

発生段階に応じた対応

第2編
未発生期

第3編
国外発生期

第4編
国内発生早期

第5編
国内感染期

第6編
小康期

第7編
鳥イン
フルエ
ンザ

第8編
国家公安委員会

- ・事態に応じて国家公安委員会の招集
- ・警察庁又は都道府県警察において新型インフルエンザ等対策が適切に行われるよう、大綱方針の策定
- ・緊急事態の布告の勧告等

- ・新型インフルエンザ等対策に準じた対応
- ・防疫措置の支援

- ・新型インフルエンザ等対策に準じた対応
- ・防疫措置の支援

別添
特定接種の対象職員

- ・国家公安委員会委員長
- ・国家公安委員会委員
- ・警察庁
 - 警察庁対策本部要員
 - 管区警察局対策本部要員
 - 機動警察通信隊
- ・都道府県公安委員会委員長
- ・都道府県公安委員会委員
- ・都道府県警察
 - 機動隊員
 - 検視担当者
 - 全警察署職員 等

警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の整備 ・感染対策の準備 ・水際対策等の支援に備えた管理者対策の指示 ・多数死体取扱いに備えた措置の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等の設置 ・特定接種の実施 ・職員等の感染対策 ・水際対策の支援の指示 ・都道府県警察に対する警戒活動等の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等の設置 ・業務継続のための体制確立 ・都道府県警察に対する警戒活動等の指示 ・緊急事態措置に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察に対する警戒活動等の指示 ・多数死体取扱いに当たっての措置等の指導 ・緊急事態措置に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況に応じた通常業務への復帰 ・再度の発生に備えた対応の分析・評価を実施 ・未発生期に定める措置の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の整備 ・感染対策の準備 ・水際対策等の支援に備えた管理者対策 ・多数死体取扱いに備えた措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等の設置 ・特定接種の実施 ・留置施設の感染対策 ・国際海空港、検疫所等における警戒活動 ・関係法令違反の取締り 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等の設置 ・業務継続のための体制確立 ・医療活動の支援 ・社会秩序の維持 ・緊急事態措置に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療活動の支援 ・多数死体取扱いに当たっての医師等との連携 ・社会秩序の維持 ・緊急事態措置に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き職員等の感染対策を徹底 ・感染状況に応じた通常業務への復帰 ・未発生期に定める措置の実施